

同時発表：熊本県、九州地方整備局

平成29年10月25日
大臣官房技術調査課
大臣官房官庁営繕部計画課
土地・建設産業局建設業課

熊本地震等復旧・復興工事を更に加速 ～「復興係数」の引上げ等の施工確保対策を導入～

現在、進められている熊本地震等の復旧・復興工事において、円滑な施工の確保に万全を期すため、予定価格の設定にあたっての「復興係数」の引上げなど、新たな対策を講じることを決定しました。

国土交通省では、熊本県等、地方自治体と連携し、昨年4月の熊本地震の発生後、被災地における予定価格の適切な設定や関係者間の定期的な情報共有など、公共工事の円滑な施工確保対策を実施してきました。

今回、熊本県内における交通条件等の状況を踏まえ、新たな対策を講じることを決定しましたので、お知らせいたします。

今回の対策により、復旧・復興工事が円滑に進められるよう万全を期すとともに、引き続き現場の状況を注視し、必要な対策を機動的に講じてまいります。

主な対策の内容

1. 「復興係数」の引上げ
阿蘇・上益城地域における土木工事の共通仮設費を1.4倍に補正
(平成29年11月1日以降に契約する工事に適用)
2. 熊本県に対する技術指導等の支援
 - ・熊本県が設置する「災害復旧推進チーム」に対する技術指導等の支援
 - ・砂防等特定工種における見積活用方式や柔軟な設計変更等に関する技術的支援等
3. 「『営繕積算方式』活用マニュアル【熊本被災地版】」の拡充等
発注時に想定していない道路通行止め等による資機材・建設機械の運搬費の増加分が契約変更の対象であること等を明確化

本件に関する問い合わせ先

(直轄工事の状況、復興係数について)

国土交通省大臣官房技術調査課 竹下、内山

TEL : 03-5253-8111 (内線 22353、22355)

03-5253-8221 (直通)

FAX : 03-5253-1536

(「営繕積算方式」活用マニュアル(熊本被災地版)について)

大臣官房官庁営繕部計画課 谿花、宮川

TEL : 03-5253-8111 (内線 23243、23245)

03-5253-8236 (直通)

FAX : 03-5253-1542

(地方公共団体発注工事の状況について)

土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室 山根、山内

TEL : 03-5253-8111 (内線 24723、24724)

03-5253-8278 (直通)

FAX : 03-5253-1553

熊本地震の復旧・復興事業における 不調不落対策について

■ 国土交通省における取組

○ より適切な予定価格の設定

- ・ 『復興係数』の引上げ（阿蘇地域及び上益城地域における土木工事の共通仮設費率の引上げ（1.1→1.4）） → 熊本県が発注する工事においても同様の措置を適用

○ 地方公共団体への技術指導等の支援

- ・ 熊本県が設置する「災害復旧推進チーム」へ九州地方整備局による技術指導等の支援
- ・ 砂防等特定工種における見積活用方式や柔軟な設計変更等に関する技術的支援 等

○ 「『営繕積算方式』活用マニュアル【熊本被災地版】」の拡充（発注時に想定していない道路通行止め等による資機材・建設機械の運搬費の増加分が契約変更の対象であること等を明確化）及び営繕積算方式の普及・促進

■ 熊本県における取組（上記以外）

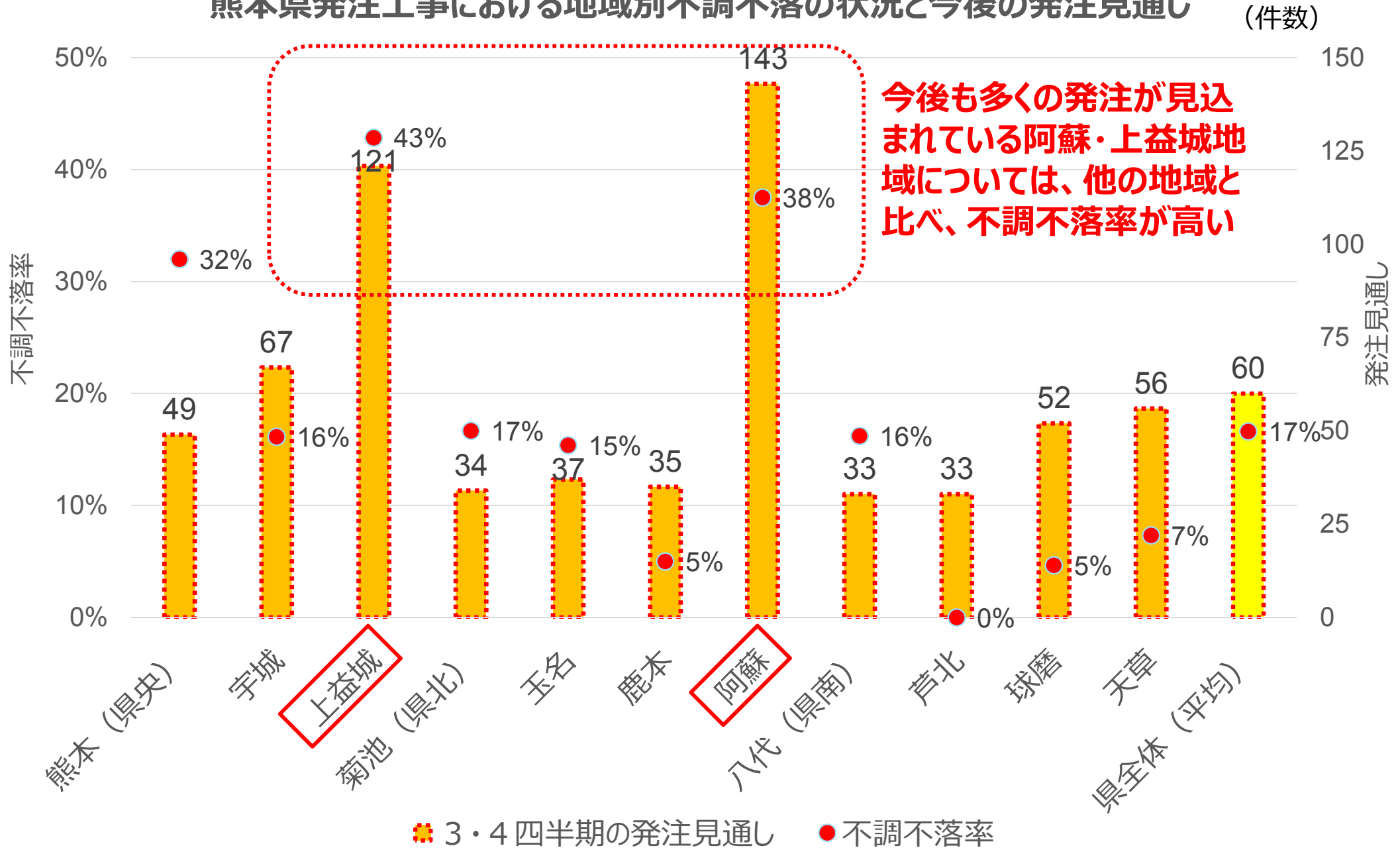
- 本庁・被災復興局（阿蘇・上益城・県央）メンバーで構成する「災害復旧推進チーム」の設置による事業実施体制の強化
- 工事監理連絡会（三者協議会）、設計変更協議会の定例開催
- 契約変更時の歩掛見積りの徴収

■ 発注機関等の連携による取組

- 引き続き、国、熊本県、県内の市町村、建設産業団体等により構成される「熊本地震等復旧・復興工事情報連絡会議」や「復旧事業円滑化官民ネットワーク」を設置し、市町村等の取組み支援や県内の建設資材の価格や需要動向を情報共有等を実施

地域別不調不落の状況と今後の発注見通し

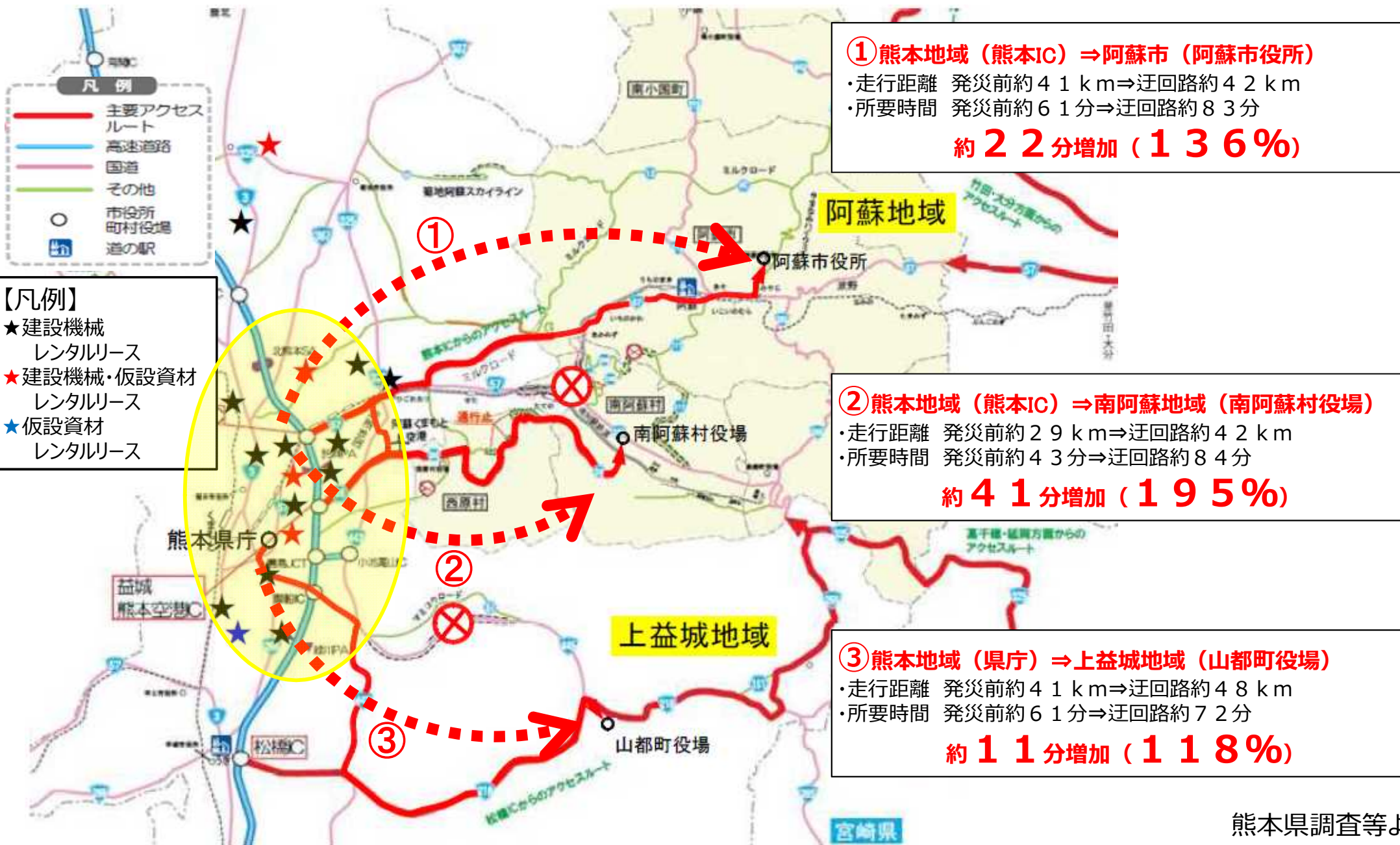
熊本県発注工事における地域別不調不落の状況と今後の発注見通し



不調不落率は、直近 (H29.9) のデータ

熊本地震による交通条件の変化

主要道路の通行止め等が、建設機械等の運搬にも影響



熊本地震における施工確保対策について(1/2)

■ 国土交通省における主な取組

対策		内容
土木工事積算	復興歩掛	○土工の日当たり作業量が20%低下する補正の設定 【対象工事】 熊本県内発注の土工関係歩掛を使用する工事 【対象期間】 平成29年2月1日以降に契約する工事
	復興係数	○間接工事費の補正 共通仮設費： 1.4倍(阿蘇・上益城地域) 、1.1倍(その他県内) 現場管理費：1.1倍 【対象工事】 熊本県内発注の全ての土木工事 【対象期間】 平成29年2月1日以降に契約する工事 <small>※阿蘇・上益城地域の共通仮設費については、平成29年11月1日以降に契約する工事から適用</small>
営繕工事積算	・小規模改修工事対応 ・一般管理費の引き上げ 等	○「営繕積算方式」活用マニュアル(熊本被災地版)を作成し、被災地の実情を踏まえた積算(小規模長期工事における共通仮設費・現場管理費の加算)や一般管理費等率の引上げについて普及・技術的支援 ○ 発注時に想定していない道路通行止めによる資機材・建設機械の運搬費の増加分が契約変更の対象であること等を明確化し、マニュアルを拡充
労務単価		○被災地労務費モニタリング調査の実施(調査結果に応じた機動的な単価改訂)
技術的支援		○ 熊本県が設置する「災害復旧推進チーム」へ九州地方整備局による技術指導等の支援 ○ 砂防等特定工種における見積活用方式や柔軟な設計変更等に関する技術的支援

熊本地震における施工確保対策について(2/2)

■ 熊本県における主な取組

対策		内容
土木工事積算	復興歩掛	○土工の日当たり作業量が20%低下する補正の設定 【対象工事】 県内発注の土工関係歩掛を使用する工事 【対象期間】 平成29年2月1日以降に契約する工事
	復興係数	○間接工事費の補正 共通仮設費： 1.4倍(阿蘇・上益城地域) 、1.1倍(その他県内) 現場管理費：1.1倍 【対象工事】 県内発注の全ての土木工事 【対象期間】 平成29年2月1日以降に契約する工事 ※阿蘇・上益城地域の共通仮設費については、平成29年11月1日以降に契約する工事から適用
設計変更		○ 契約変更時の歩掛見積りの徴収
実施体制		○ 本庁・被災復興局(阿蘇・上益城・県央)メンバーで構成する「災害復旧推進チーム」の設置による事業実施体制の強化 ○ 工事監理連絡会(三者協議会)、設計変更協議会の定例開催

赤書き：今回（H29.10.25）新たに措置を講じるもの

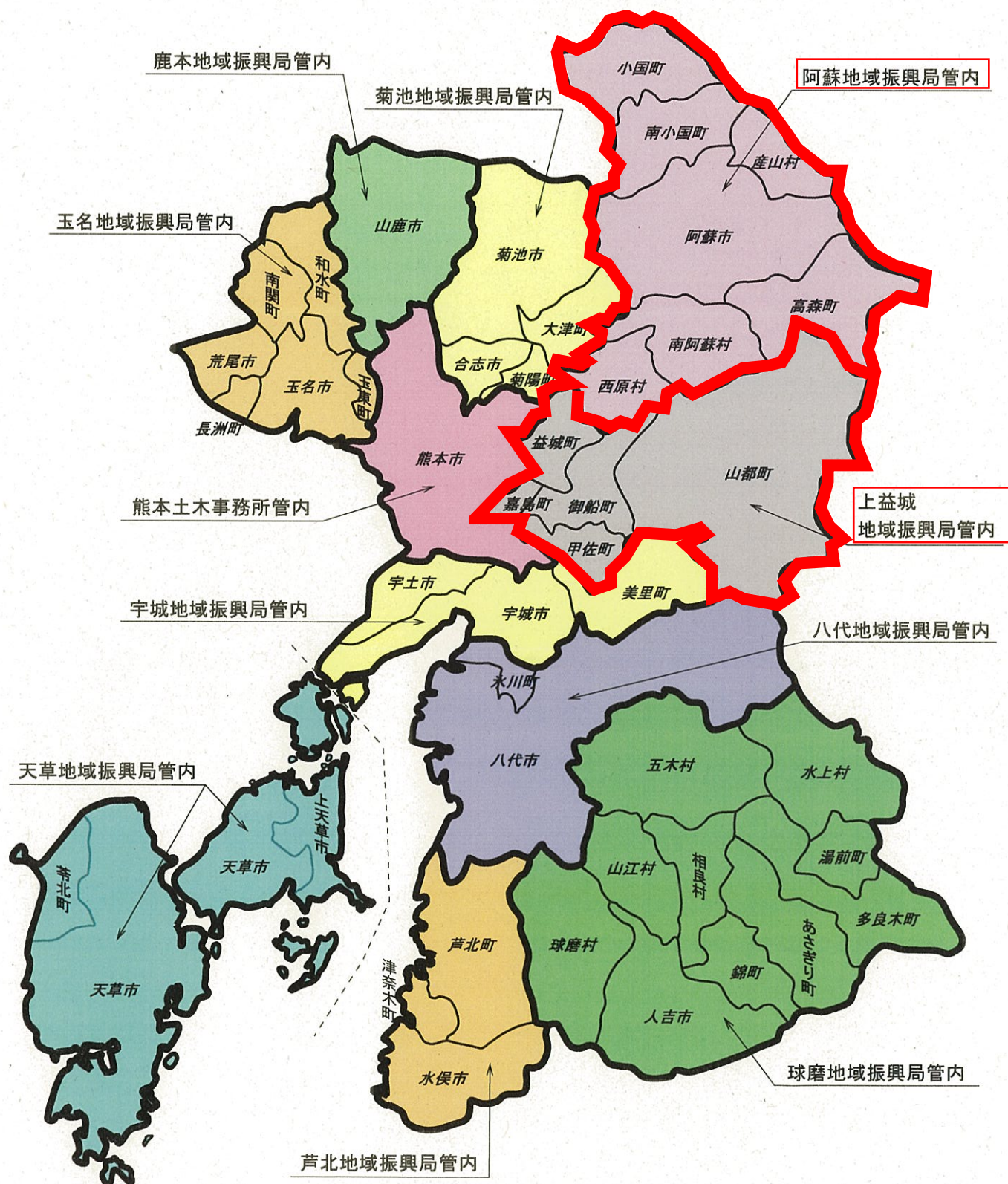
■ 発注機関等の連携による取組

- 国、熊本県、県内の市町村、建設産業団体等により構成される「熊本地震等復旧・復興工事情報連絡会議」や「復旧事業円滑化官民ネットワーク」を設置し、市町村等の取組み支援や県内の建設資材の価格や需要動向等を情報共有
- 国土交通省及び熊本県において、土工・コンクリート工の施工状況等を調査し歩掛等の改定について検討

【参考】大規模地震災害における復興係数・復興歩掛

		東日本大震災	熊本地震
復興係数 間接工事費（共通仮設費、現場管理費）を補正	適用時期	H26.2.3	H29.2.1
	対象工種	全ての土木工事	全ての土木工事
	対象地域	被災3県	熊本県内
	補正率	共通仮設費： <u>1.5</u> 現場管理費： <u>1.2</u>	共通仮設費： <u>1.1</u> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;"> 今回 (H29.11.1~) </div> <u>1.4</u> (阿蘇・上益城) 現場管理費： <u>1.1</u>
復興歩掛 土工関係の歩掛の日当たり標準作業量を補正	適用時期	H25.10.1	H29.2.1
	対象工種	土工、コンクリート工 (32工種)	土工 (3工種)
	対象地域	被災3県	熊本県内
	補正率	土工：標準作業量を <u>20%低減</u> コンクリート工：標準作業量を <u>10%低減</u>	土工：標準作業量を <u>20%低減</u>

熊本県における各地域振興局の管内



※平成25年4月1日以降、熊本県におきましては「広域本部体制」となっております。

- 県央広域本部管内：熊本土木事務所管内、宇城地域振興局管内、上益城地域振興局管内
- 県北広域本部管内：菊池地域振興局管内、玉名地域振興局管内、鹿本地域振興局管内、阿蘇地域振興局管内
- 県南広域本部管内：八代地域振興局管内、芦北地域振興局管内、球磨地域振興局管内
- 天草広域本部管内：天草地域振興局管内